

令和6年度横須賀市グリーン購入調達方針

「横須賀市グリーン購入基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき、本市における環境物品等の調達に関する基本方針（以下「調達方針」という。）を次のとおり定める。

1. 特定調達品目及び調達目標

特定調達品目及び調達目標は、別紙1に示すとおりとする。

2. 判断基準及び配慮事項

判断基準及び配慮事項は、別紙2に示すとおりとする。

3. 調達の原則

- (1) 特定調達品目の調達に当たっては、原則として判断基準に適合するものを調達する。
なお、この際に、配慮事項についても考慮した上で調達することが望ましい。
- (2) 特定調達品目の調達に当たっては、品質や価格等においてやむを得ない場合には、判断基準に適合しない物品等を調達することができる。
この場合には、その理由を明らかにするとともに、第三者機関が認定する環境ラベル製品などの環境物品等をできる限り選択するように努める。
- (3) 特定調達品目でない品目についても、別紙3に示す第三者機関が認定する環境ラベル製品などの環境物品等をできる限り選択するように努める。
- (4) 一括購入している「共用品」のうち、特定調達品目以外の品目についても、原則として第三者機関が認定する環境ラベル製品などの環境物品等を調達することとする。
- (5) 委託事業においても、可能な限り契約書及び仕様書等にグリーン購入についての規定を盛り込むこととする。
- (6) 市が編集、発行する冊子やパンフレット等の印刷物については、原則として本方針の「印刷」の判断の基準となっている「古紙リサイクル適性ランク」を記載する。

（記載例） Aランク資材使用の場合（識別記号及び文言を入れる）

本冊子は、グリーン購入法に基づく令和6年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断の基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて製作しています。

4. 調達実績の集計及び報告

(1) 特定調達品目のうち、特にその調達を推進する又は調達の状況を把握する必要があるものを「集計対象品目」として定める。

集計対象品目は、別紙3に示すとおりとする。

(2) 各部局長は、横須賀市環境マネジメントシステム(Y E S)に基づき、年間の調達実績等を取りまとめ、経営企画部都市戦略課へ報告する。

5. 物品納入業者への協力要請

各部署の物品購入担当者等は、物品納入業者等に対し、基本方針及び調達方針を周知し、グリーン購入の推進に協力するよう要請することに努める。

以上